

「環境衛生営業六法に基づく構造設備及び衛生措置基準等を定める条例」に対する意見と神戸市の考え方

(ご意見の内容は、いただいたご意見の趣旨を損なわない範囲で要約しています。)

○神戸市理容師法施行条例（仮称）関係

	意見要旨	神戸市の考え方
①	「作業場には、作業中の客以外の者を見だりに出入りさせないことの規定を設けます」とあるが、大規模店舗の場合は「受付」等の場所があり、客以外の者（業者等）の対応ができるが、平均的な小規模店では入口を入るとすぐ待合、作業所と続くため、対応が困難である。	現行の兵庫県条例において、理容所の待合所は作業場と障壁により区画することとされており、この基準により作業場の衛生確保を図っています。変更案では、この区画を設けない場合について、作業中の客以外の者を作業場にみだりに出入りさせないとの基準を設け、衛生を確保するものであり、客以外の者に対応する場合については、当然作業場以外の場所で行っていただくこととなります。なお、待合所がある場合は、待合所で対応していただくことは可能です。
②	現状では、デイサービス等などで、有料の理容サービスが行われている。デイサービスに行ける人は近隣の理容所に行くことができます。	デイサービスの利用者の方は、介護などの福祉的支援が必要な方であり、出張理容を認めています。出張理容については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づき指導していきます。

○神戸市公衆浴場法施行条例（仮称）関係

	意見要旨	神戸市の考え方
①	浴槽及び浴槽水の循環濾過装置の洗浄頻度について、循環濾過装置を設置する浴槽(連日使用型循環浴槽水)は1週間に1回換水し清掃、消毒をすること。非設置の浴槽(完全換水型)は毎日換水して清掃し、1月に1回以上消毒する。	水質管理については、現行の兵庫県条例、「公衆浴場における衛生等管理要領」「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」に基づき指導しております。今般、レジオネラ属菌の基準の対象範囲を、浴槽水のみでなく、原水、原湯、上がり用水、上がり用湯等の浴用水全般に拡大します。
②	循環濾過装置の逆流洗浄は毎日1回以上（運転時間を考慮して）実行することを義務付ける。	水質基準を満たすためには、施設・設備の衛生管理が必須であります。その方策は

③	<p>レジオネラ症のリスクを考慮し、規制を強化するためには、前提として水質管理の要項を強化すべきではないか。特に浴槽水については、逆洗、生物膜（バイオフィーム）の循環系壁面付着の抑制、施設と設備のトータル的な指標。</p> <p>レジオネラ属菌の基準の対象となる浴用水全般の内容について教示いただきたい。</p>	<p>水質や施設・設備の種類や営業形態等により様々であり、一律に具体的方策を条例で義務付けることは適切ではないと考えております。</p> <p>レジオネラ属菌対策には、浴槽、配管、濾過機等循環系統の徹底的な洗浄と消毒が有効であることは認識しており、今後とも要領等に基づき施設に応じた指導を行っていきたく考えています。</p>
④	<p>浴槽、配管、循環濾過装置等の塩素系薬剤による消毒方法について、細菌の至適環境である生物膜生成を抑制するには、塩素剤の注入部位は濾過機の浄水ラインへ注入し遊離残留塩素の均等な分布を実行して、細菌の増殖を抑制すべきと考えます。</p>	
⑤	<p>自主的な施設の衛生管理を行うため次に掲げる責務を有する浴室等衛生管理責任者を置くこと。</p> <p>(1) 施設の衛生管理を行うための管理要領書及び点検記録票により、衛生管理を徹底するとともに、点検の結果を点検の日から3年間保管すること。</p> <p>(2) 浴室等の衛生管理について改善すべき事項を発見した場合速やかに対策を執る。</p> <p>(3) 施設の利用者にレジオネラ症の患者又はその疑いのある患者が発生した場合、直ちにその旨を施設の所在地を管轄する衛生監視事務所へ連絡する。</p>	<p>衛生等自主管理を効果的に行うにあたり、責任者を設置することは望ましいことであり、「公衆浴場における衛生等管理要領」に基づき、責任者の設置を指導しており、新たに条例の基準として規定する必要はないと考えています。</p>
⑥	<p>一般公衆浴場は、配置の基準、料金規制が規定されており、私的独占の禁止、公平公正な競争の位置関係を確保するために、料金格差による判断では容易に区分判断が不可能であり、明確な分別による一般公衆浴場とその他の公衆浴場の区分判断基準の設定を伏してお願い申し上げます。</p>	<p>現在本市では、自家風呂普及率等を考慮し、新たな一般公衆浴場は認めておりません。</p>

○神戸市旅館業法施行条例（仮称）関係

	意見要旨	神戸市の考え方
①	浴室は外部から見通せない構造とすること（従来通り）	入浴設備の要件については、壁その他の区画により、外部から見通すことができない構造であることとします。
②	フロント付近に、室内の写真が掲載されたパネル類を設置しないこと。	現行の条例において、善良な風俗の保持も含めて、面接を阻害する設備について規制を行っております。客室案内のための設備は、面接を阻害する設備とは言えず、当条例における規制にはなじまないと考えています。
③	利用者から見える場所に、室内が空き室かどうか電気の点灯でわかるような設備を設置しないこと。	
④	宿泊者名簿を記載するためのカウンターで、毎回必ず名簿を記載させること。メンバーズカードのみで名簿を記載したとはさせないこと。（カードは他人に容易に貸し借りができ、感染症の追跡や犯罪者の逃亡を防ぐ意味で、毎回の記載が必要）	宿泊者名簿の記載は、法律事項であり、条例では規定しておりません。メンバーズカードのみで宿泊者名簿に代えることはできないと考えています。
⑤	要綱にある休憩利用を表示した看板について、条例に盛り込むこと。（サービスタイムなど時間貸しをうたう内容も休憩利用をうたっているものとする）	旅館業法において休憩利用を規制していないため、当条例において休憩利用をうたう看板を規制することはなじまないと考えています。
⑥	外部からフロントが見渡せるようにしておくこと。	フロントの基準は客との面接を確保するためのものであり、面接を阻害するものでなければ、外部からの見通しにこだわるものではありません。
⑦	室内に避妊具を置かないこと。ストップエイズをうたって置くというなら、フロントで有料にて提供すること。	通常の避妊具は、善良の風俗を害するとは言えず、当条例における規制にはなじまないと考えています。
⑧	小窓設備の禁止	現行の条例において、客室内において宿泊料を支払うことができる設備を規制しており、宿泊料を支払うための小窓は設置できません。
⑨	室内でアダルトビデオ放送をするなら有料とすること。普通のホテルは無料で見ることはできない。無料で放送することは、もっぱら異性同伴を対象としたホテルとします。	当条例において、アダルトビデオ放送を有料と規制することはなじまないと考えています。